

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

Injury Alert (傷害速報)

No. 56 ミニカップゼリーのプラスチック容器の誤嚥による窒息疑い

事例	年齢：1歳4か月 性別：男 体重：10kg 身長：不明	
傷害の種類	窒息	
原因対象物	ミニカップゼリーの透明なプラスチック容器 高さ2.5cm, 最大直径(つまみのある長い方)4.8cm	
臨床診断名	誤嚥による窒息疑い	
医療費	外来受診費 4,930円	
発生状況	発生場所	自宅のリビングルーム
	周囲の人・状況	兄(一緒にゼリーを食べていた), 母(台所で家事をしていた)
	発生年月日・時刻	2014年12月25日 午前9時7分
	発生時の詳しい様子と経緯	兄と一緒におやつミニカップゼリーを食べていた。いつも兄は自分一人で、患児は母がスプーンでカップからゼリーをすくって食べさせていたが、今回は患児が兄と同様に自分でカップを持って食べたがったため、カップごと患児に手渡し、兄弟2人だけでリビングルームで食べさせていた。母はキッチンで家事をしていた。子どもが咳をしているのに気付きリビングの様子を見に行くと、患児が顔色不良で横になっているのを発見した。すぐに誤嚥を疑い、患児を逆さまにして背中を叩いた。数秒後に朝食の残渣とゼリーと、ミニカップゼリーの透明容器(図1)が排出された。その後2分ほどほっとしていたが、次第に意識レベルは回復した。大きな問題はなさそうであったが念のため救急外来を受診した。
治療経過と予後	救急センター受診時には意識レベルは清明で、バイタルサインや身体所見に異常を認めず、そのまま自宅にて経過観察となった。翌週に外来にて経過をフォローしたが異常は認めず終診となった。 本ケースでは母が理学療法士で普段から誤嚥した高齢者に対応する機会が多かったため、すぐに誤嚥を疑い初期対応を行うことができた。発生直後に誤嚥に対する初期対応を行わなかった場合、長時間の窒息が続き重篤化していた可能性があったと考えられる。	

【こどもの生活環境改善委員会からのコメント】

- 今回のように異物を誤嚥した事例の報告は、過去の傷害速報ではスーパーボール(No. 3, No. 11)¹⁾²⁾、木製おもちゃ(No. 47)³⁾、水風船(No. 48)⁴⁾などの玩具類、また大豆(No. 45)⁵⁾、ブドウ(No. 49)⁶⁾などの食品の2パターンがある。直ちに初期対応がなされた事例(No. 49-1)⁶⁾以外は集中治療室における全身管理を必要としており、ほぼ全例が重篤な後遺症を残すか死亡している。いずれも子どもたちの身近にあるものであり、多くは保護者が見ていないときに口に入れてしまった結果発生している。
- 本事例のように、実際致命的な状態には至らなかったものの、状況から十分重篤な状態が発生し得たと考えられる事例は、必ずしも医療機関を受診しないこともあり、その実態把握は困難である。米国の救急室を受診した患者のデータベースを元に作成された小児患者の非致命的窒息事例の報告では、約6割の原因物質が食物であり、約3割が非食物であった。また3歳以下が全体のほぼ3/4を占めていた⁷⁾。
- 本事例の原因は、ゼリーそのものではなくゼリーの容器であったと思われるが、その高さは2.5cm、最大直径(つまみのある長い方)は4.8cm(図2)であった。3歳児の口腔容積を計測して作成された誤飲チェッカーは、39mm×51mmのサイズが誤飲しうる径として想定されている。本事例は1歳児であったため、実際の口腔容積はより小さいものであったと思われるが、本事例のように誤嚥・誤飲により致命的な状態に発展し得たと考えてよいだろう。
- わが国における一口サイズのゼリーによる誤嚥は、こんにゃく入りゼリーによる死亡例が報告されており、2007年に国民生活センターより行政や業界への要望は出されているものの、注意喚起や販売製造の自粛に留まっている⁸⁾。なお諸外国のなかにはこんにゃく入りゼリーが国内に流通することを禁じている国もあり、その理由として注意喚起だけでは十分な対策とはいえないことが挙げられている⁹⁾。またヨーロッパ連合では、一口サイズで口のなかに押し込むタイプのゼリー製品は、すべて誤嚥のリスクがあるため、同様の製品はこんにゃく入りでなくても全面的に流通しないよう法的に規制されている¹⁰⁾。

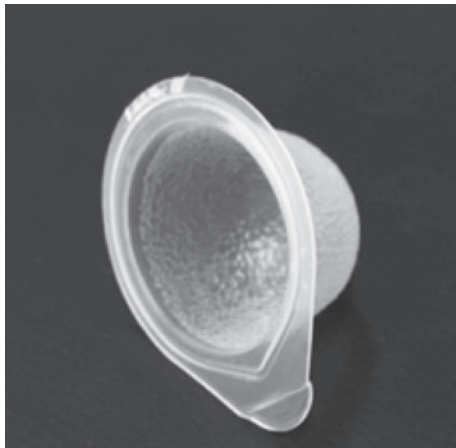


図1 実際に口から出てきたゼリーのカップ

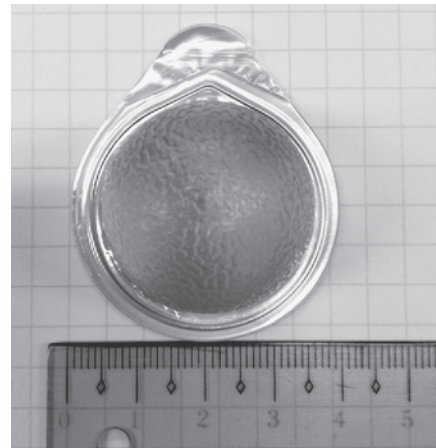


図2 カップの正面

5. 今後同様の事案を予防するためには、カップ（容器）そのものが口のなかに入らない工夫が必要である。ただしカップを変えても、一口サイズの製品である限り口に容器をくわえて食べる食べ方を変えることは難しく、本例のような誤飲・誤嚥は発生しうるため、根本的に解決することは困難であると思われる。最終的には諸外国のように製品が流通しないような法的規制を検討することも必要ではないかと考える。またあわせて気道異物が想定される患者が発生したときに、一般市民が初期対応できるよう、一次救命処置の普及も重要であろう。

参考文献

- 1) 傷害速報 No. 3 スーパーボールによる窒息 日児誌 2008年4月号 (112: 802)
- 2) 傷害速報 No. 11 スーパーボールによる窒息 日児誌 2009年4月号 (113: 783-784)
- 3) 傷害速報 No. 47 木製おもちゃの誤嚥による窒息 日児誌 2014年4月号 (118: 750-752)
- 4) 傷害速報 No. 48 水風船による窒息 日児誌 2014年5月号 (118: 889-891)
- 5) 傷害速報 No. 45 大豆の誤嚥 日児誌 2014年3月号 (118: 586-587)
- 6) 傷害速報 No. 49 ブドウの誤嚥による窒息 日児誌 2014年6月号 (118: 1033-1035)
- 7) Centers for Disease Control and Prevention. Nonfatal choking-related episodes among children : United States, 2001. MMWR Morb Mortal Wkly Rep. 2002 ; 51 (42) : 945-948
- 8) 国民生活センター. ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーによる事故防止のために—消費者への警告と行政・業界への要望—
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070705_1.html
- 9) Commission of the European Communities. Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council. <http://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/1/2002/EN/1-2002-451-EN-F1-1.Pdf>
- 10) Food Standards Agency. EU ban on jelly mini-cup sweets introduced. 2004. <http://tna.europarchive.org/20110116113217/http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2004/apr/jellysweetseubannews>

【投稿のお願い】重症度が高い傷害を繰り返さないために、傷害の発生状況をできる限り正確に記載して投稿してください。コメントや考察の必要はありません。

投稿様式は学会のホームページ (<http://www.jpeds.or.jp>) の会員専用ページからダウンロードして、こどもの生活環境改善委員会に郵送、または専用 e-mail アドレス (injury@joy.ocn.ne.jp) にお送りください。

投稿先：〒112-0004 東京都文京区後楽 1-1-5 第一馬上ビル 4F

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会「傷害速報」係

傷害速報 (Injury Alert) 類似事例の記載について

こどもの生活環境改善委員会では、今までに 55 編の傷害速報 (Injury Alert) を学会誌と日本小児科学会ホームページに掲載し、同じ傷害を繰り返さないために傷害予防を呼びかけて参りました。しかし、同じような傷害の発生が後を絶たず、学会誌に掲載された傷害と同じ例を経験したなどのコメントが多くあります。

同じ傷害が起こっているという事実は「傷害予防」のためには重要な情報です。同じ傷害が頻発している事実を公的に発表するため、HP 上にて「類似事例」を掲載することにいたしました。

つきましては、掲載された傷害速報の事例と同じような例を経験された際は、類似事例としてご投稿ください。

【投稿方法】

傷害発生日時、児の年齢、性、簡単な傷害の経緯等を簡潔な文章 (2~3 行)、もしくは類似事例用投稿フォームにまとめて下記の E-mail アドレス宛てに直接お送りください。また、ご連絡先もご明記ください。

事例は日本小児科学会の一般向けホームページに掲載されます。(学会誌には掲載されません)

〒112-0004 東京都文京区後楽 1 丁目 1 番地 5 号 第一馬上ビル 4F

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会「傷害速報」係

専用 E-mail アドレス：injury@joy.ocn.ne.jp